

関係事業者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障害福祉課長
(公印省略)

グループホーム・ケアホームの利用の際の助成について

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日ごろから格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年12月に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」において、標記助成制度が創設され、本年10月からの施行が予定されておりますが、この度、厚生労働省から、関係の事務処理要領及び利用者負担認定に関する手引きの改訂案が示されました。

つきましては、支給申請に係る援助等、利用者の支援について、御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、今後、厚生労働省から当該制度に係る政省令等が示されますが、その内容によって、制度の一部変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

1 制度概要

生活保護又は市町村民税非課税世帯であるグループホーム・ケアホーム居住者に係る家賃について、その一定額(月額1万円を上限)を、特定障害者特別給付費(補足給付)として、市町が支給するもの。

家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を支給。

月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を支給。

事業者による代理受領が可能。この場合、事業者に対する特定障害者特別給付費(補足給付)の支払いは、介護給付費等に係る代理受領の場合と同様、翌々月となる。(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

2 支給手続

支給を受けようとする者は、市町への申請が必要。その際、入居している共同生活住居に係る家賃の額を証する書類(契約書又は事業者の家賃額証明書等)を添付することが必要。

3 留意事項

- (1) 法定代理受領の場合、利用者からの家賃徴収にあたっては、家賃額から特定障害者特別給付費（補足給付）を減じた額で費用徴収してください。
- (2) 家賃を改定する際は、次の手続きが必要になりますので御留意ください。
 - ・利用者に対して、重要事項説明書等により説明を行い、同意を得ること。
 - ・所轄地方局地域福祉課に対して、運営規程の変更届を提出すること。
 - ・市町に対して、改定後の家賃の額を証する書類（契約書または事業者の家賃額証明書等）を提出すること。
- (3) 今後、利用者は、原則として、負担上限額の認定の申請と併せて、毎年、申請が必要になります。
- (4) 体験利用の場合でも、助成の対象になります。

4 参考資料

- (1) 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（改訂案）
（うち関係箇所の抜粋）
- (2) 障害福祉サービス・障害児施設支援の利用者負担認定の手引き（改訂案）
（うち関係箇所の抜粋）
- (3) 介護給付費・訓練等給付費等明細書（CH・GH）様式（案）

担当	愛媛県保健福祉部生きがい推進局
	障害福祉課障害支援係 浅井
	障害政策係 末廣
TEL	089-912-2424(支援係)、2422(政策係)
FAX	089-931-8187